【論説】

視線と言葉によって「現実」を勝ち取る

－闘争の場としての法廷

北村　隆憲

目次

[概要]
1.　はじめに：なぜ映像は「動かぬ証拠」にならないのか
　1.1 ロドニー・キング事件の概要
2.「専門家の視線」を生み出す：「教示」としての現実
　2.1.「専門家の視線」を生み出す 3 つの技法
　　2.1.1. コード化：世界を専門用語に翻訳する
　　2.1.2. 際立たせ：注意を演出する
　　2.1.3. 図像的表象：時間を空間に変換する
　2.2. 考古学の発掘現場 ― 「ただの土」から「意味」を掘り起こす
3. ロドニー・キング事件における「専門家の視線」
　3.1. ロドニー・キング事件の法廷
　3.2. 警察による暴力を「適法な逮捕術の行使」として「コード化」する
　3.3 キング氏の微細な身体活動を「図像的表象」により「際立たせ」る
4. 相互行為の戦場：尋問における言葉の攻防
　4.1 「現実」の描写をめぐる攻防: 「代替的記述」（言い換え）という名の抵抗
　4.2　さらなる抵抗の技法:「最大特性」と「明示的な否定」
　　4.2.1 会話内容の再定義 － 「最大特性」の力
　　4.2.2 「明示的な否定」と「対抗事実」の提示
　4.3「対比構造」が生み出す致命的な「謎」
5. 非難の構築と回避: 北アイルランド紛争法廷の分析
　5.1 背景: 北アイルランド紛争とスカーマン法廷
　5.2 場所の記述によるカテゴリー化: 「シャンキル・ロードから来た群衆」の意味
　5.3 非難の予期と防衛: 証人による「限定応答」
　5.4 頂点としての非難: 「丁寧すぎる」という刃

6. 結論:「生ける秩序」としての法廷
[参照文献]

[概要]

本稿は、ロドニー・キング事件のように、なぜ誰もが見たはずの明白な暴力の映像が、法廷では「無罪」という全く異なる結論を導きうるのか、という問いから出発します。この問いを探求するため、主として二人の社会学者の議論を主軸に据えて，法廷を、言葉と「視線」によって特定の「現実」が構築され、争われる「闘争の場」として捉え、その多層的なメカニズムを分析します。

まず前半では、社会学者チャールズ・グッドウィンの「専門家の視線（プロフェッショナル・ヴィジョン）」という概念を分析の道具とします。専門家（弁護士や専門家証人）が、「コード化」「際立たせ」「図像的表象」という 3 つの技法を駆使し、陪審員という法律の素人の「ものの見方」そのものを再構築していく過程を明らかにします。これは、専門家がその権威を背景に、一方的に特定の「現実」を「教示」していくプロセスです。

しかし、法廷における「現実」は、常に一方的な教示により生み出されるわけではありません。後半では、社会学者ポール・ドリューの会話分析の視点を取り入れ、尋問というミクロな言葉の応酬の場に焦点を当てます。ここでは、「現実」が尋問者と被尋問者との間の双方向的な「交渉」を通じて、刻一刻と構築・解体されていく様を描き出します。具体的には、レイプ裁判において証人が「代替的記述（言い換え）」や「最大特性」といった技法で巧みに抵抗する攻防や、北アイルランド紛争法廷において、検察官役が長期的に「非難」を構築し、証人がそれを予期して防衛するという、より戦略的な言葉の闘いを分析します。

これらの分析を通じて、法とは、法典の中に静的に存在する客観的なルールの体系ではなく、弁護士の質問、証人の応答、専門家の指さしといった具体的な相互行為の連鎖の中で、参加者たちによって絶えず動的に「達成」され続ける「生ける秩序」であることを結論づけます。

1　はじめに：なぜ映像は「動かぬ証拠」にならないのか

本稿は、まず専門家による一方的な「現実」の構築（教示）をグッドウィンの議論から描き出し、次いで、当事者間の相互行為的な「現実」の交渉をドリューの分析から解き明かします。この二つの視点を接続することで、「闘争の場としての法廷」の多層的な姿を浮き彫りにすることを目指します。

まず私たちは、社会学者チャールズ・グッドウィンが提唱した「専門家の視線（プロフェッショナル・ヴィジョン）」という強力な概念を手にします。ここで言う「視線」とは、単にどこを見るかという物理的な目の動きだけを指すのではありません。それは、**特定の専門職の共同体で共有され、訓練を通じて獲得される、世界を特定のカテゴリーへと分節化し、解釈するための認識の枠組み、すなわち「専門家のものの見方」そのもの**を意味します。

グッドウィンの分析は、この特殊な「ものの見方」が、いかにして出来事を専門的なカテゴリーへと「**コード化**」し、都合の良い部分だけを「**際立たせ**」、映像という「時間」を静止画という「空間」へと変換する「**図像的表象**」を駆使して、陪審員の「ものの見方」そのものを再構築していくのか、その驚くべきメカニズムを教えてくれます。

しかし、この「専門家の視線」は一方的なものではありません。私たちは次に、社会学者ポール・ドリューの詳細な尋問分析を通じて、被尋問者側が、いかにして非難を予期し、出来事を「**最小化**」し、理由を「**先出し**」し、さらには「**最大特性**」を持つ応答によって相手の物語を巧みに**再定義**していくのか、その見事な防御戦術を目の当たりにするでしょう。

そして最後に、この攻防の頂点として、弁護士が矛盾する二つの「事実」を並べることで陪審員の心の中に解決不能な「**謎**」を作り出す、「**対比構造**」という高度の相互行為的戦術を分析します。

本稿を読み終えるとき、私たちは、法廷が単に真実を明らかにする場なのではなく、多様な「視線」が衝突し、特定の「現実」が視線と言葉の力によって生み出されていく、まさに「闘争の場」であることを理解するはずです。

1.1 ロドニー・キング事件の概要

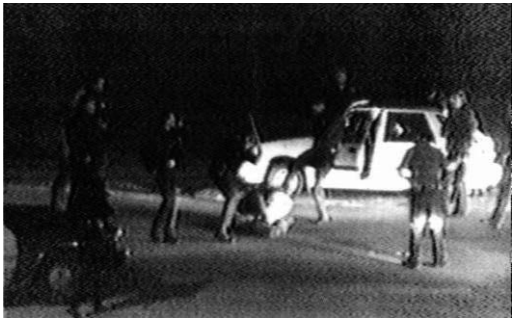
なぜ、誰もが見たはずの「明白な」暴力の映像が、法廷では「無罪」という全く異なる結論を導きうるのでしょうか。本節では、歴史を揺るがしたロドニー・キング事件裁判を主な題材に、法廷という特殊な空間で繰り広げられる、言葉と「視線」をめぐる熾烈な闘争を解き明かしていきます。

2020 年 5 月、アメリカ・ミネアポリスで、一人の黒人男性ジョージ・フロイドが白人警察官に首を押さえつけられ、命を落としました。その様子を捉えたスマートフォン映像は瞬く間に世界中に拡散し、「Black Lives Matter（BLM）」運動が歴史的な広がりを見

せたことは、まだ記憶に新しいでしょう。多くの人々にとって、あの映像は警察による不当な暴力の「動かぬ証拠」であり、議論の余地なく「真実」を物語っているように見えました。

実は、同様の出来事が、約 35 年も前にも起きています。1991 年 3 月 3 日、ロサンジェルス警察官の一群が一人の黒人ドライバー、ロドニー・キング（Rodney King）氏に対して交通違反の廉で停車をさせた直後、金属性の警棒を使って著しく暴力的な殴打を加えている光景を、一人のアマチュア・ビデオ愛好家が撮影しました（【図 1】）。

【図 1：市民のビデオで撮影された多数の警察官に警棒などで殴打されるキング氏の映像】（https://allthatsinteresting.com/rodney-king）



その映像がテレビで放送されるや否や、市民は憤り、殴打に関わった四人の警察官が過度の有形力行使の罪で起訴されました。起訴された警察官に不利となる主要な証拠は、殴打の現場をとらえたビデオテープでした。ビデオ映像における暴力の様子があまりにも視覚的に明白なので、警察官たちの有罪はほとんど間違いないものと多くの人々が考えました。そのビデオ映像は全米のニュースで繰り返し放映され、警察の残虐行為に対する激しい怒りを引き起こしました。

ところが裁判では，驚くべきことに、キング氏を殴打するシーンが撮影されたその同じビデオテープが、起訴された警察官の弁護のための主要な証拠としても提出されたのです。翌年に行われた裁判の評決は「**全員無罪**」でした。この評決が引き金となり、ロサンゼルスで大規模な暴動と火災が発生し、多くの死傷者と甚大な被害を出しました（「ロス暴動」といわれます）。

なぜ、誰もが見たはずの「明白な」暴力の映像が、法廷では「無罪」という全く異なる結論を導いたのでしょうか？それは、法廷という特殊な空間では、私たち市民の「ものの見方」とは全く異なる、専門家たちによる特殊な「ものの見方（ヴィジョン）」が繰り広げられたからです。

次節では、このロドニー・キング事件裁判を主な題材として、法廷で繰り広げられる

「物の見方（視線）」の闘争を分析するための強力なツール、チャールズ・グッドウィンが提唱した「専門家の視線（プロフェッショナル・ヴィジョン）」という概念を学んでいきます。

2 「専門家の視線」を生み出す：「教示」としての現実

2.1 ― 「専門家の視線」を生み出す 3 つの技法：コード化，際立たせ，図像的表象

言語人類学者・社会学者のチャールズ・グッドウィンは、「プロフェッショナル・ヴィジョン（Professional Vision）」（以下，「専門家の視線」や「専門家の見方」とする）という概念を導入して，専門家たちが、いかにして素人とは違う「ものの見方」を身につけ、それを他者（この場合は陪審員）に共有させるのか、その具体的な方法を分析しました。

ロドニー・キング事件の裁判で、なぜ弁護側（警察官側）の物語は、検察側の「動かぬ証拠」を覆すことができたのでしょうか。グッドウィンはその答えを、専門家たちが駆使する三つの相互に関連した実践の中に見出しました。それは、単なる弁論術ではありません。陪審員という、法律の素人たちの「ものの見方」そのものを、専門家の「視線」に忠実な見方へと作り変えていくための、強力な相互行為上のテクノロジーなのです。ここでは、まずそれぞれの実践を、より豊富な具体例を交えながら詳しく見ていきましょう。

2.1.1 「コード化」：世界を専門用語に翻訳する

私たちの日常世界は、曖昧で、多義的で、不明確な出来事で満ちています。しかし、法廷はそうした曖昧さを許しません。法廷で「事実」として認定されるためには、出来事はまず、法という特殊な言説体系によって「コード化(coding)」されなければなりません。**コード化とは、日常的な出来事を、法的な判断が可能になるカテゴリーへと変換（翻訳）する、不可欠なプロセス**です。

例えば、隣人同士の激しい口論を考えてみましょう。日常的には「どっちもどっちだ」で済まされるかもしれません。しかし、これが法廷に持ち込まれると、この出来事は「**不法行為に基づく損害賠償請求**」や「**名誉毀損**」といった法的なカテゴリーへとコード化されます。その瞬間、「どっちもどっち」という日常的な倫理観は背景に退き、「権利侵害の有無」や「違法性の有無」という、法律のルールブックに沿った判断の土俵へと引き上げられるのです。

刑事裁判では、このコード化はさらに決定的な意味を持ちます。「カッとなって殴ってしまった」という加害者の日常的な言葉は、法廷では「**傷害罪の構成要件**」に当てはまるか、「**正当防衛**」が成立するか、といった専門的コードに照らして厳密に分析されます。行為者の感情や意図は、法的なカテゴリーのフィルターを通して再解釈さ

れ、時には全く異なる意味を持つことさえあります。

2.1.2　際立たせ（Highlighting）：「注意」を演出する

人間の認知は、カメラのように世界をありのままに写し取っているわけではありません。私たちは常に、膨大な情報の中から何かを選択し、何かに焦点を当てて世界を認識しています。熟練した法専門家は、この認知の基本的な特性を熟知しており、尋問や弁論を通じて、**陪審員に何に注目させ、何を無視させるか**を巧みに演出します。これが「**際立たせ**」の実践です。

例えば、長時間の裁判の後の最終弁論を想像してみてください。弁護士は、ある証人が証言の中で一度だけ口にした「記憶が曖昧で…」という発言を、何度も何度も繰り返し引用します。何時間にも及ぶ証言の他の部分はすべて無視し、このたった一つの発言だけを執拗に**際立たせる**ことで、弁護士は、その証人の証言全体の信頼性が低いかのような印象を、陪審員の心の中に作り上げていきます。

物的な証拠の提示もまた、「際立たせ」の重要な舞台です。検察官が、殺人事件で使われた凶器のナイフを証拠として提示する場面。彼は、薄暗い法廷の中で、そのナイフにだけスポットライトを当て、意味ありげな沈黙の後、ゆっくりとそれを陪審員に見せるかもしれません。この演出によって、ナイフは単なる「モノ」ではなく、事件の残虐性と被害者の苦痛を象徴する特別な存在として**際立た**ち、陪審員の感情に直接訴えかけます。

2.1.3　図像的表象：時間を空間に変換する

最後に、専門家が用いる強力な実践の一つが、「**図像的表象**」の作成と活用です。これは、ビデオ映像のように一瞬で過ぎ去ってしまう「時間的」な出来事を、写真パネルや図表のように、いつでも参照・検討できる「空間的」なモノへと変換する技術です。時間は不可逆ですが、空間化された情報は、**繰り返し指し示し、比較し、分析することを可能にします**。この変換は、陪審員の認識プロセスに決定的な影響を与えます。

交通事故裁判を例にとってみましょう。事故の瞬間を捉えたドライブレコーダーの映像（時間）は、見る者に「ああ、危ない！」という直接的で感情的なインパクトを与えます。しかし、弁護士はそれをコマ送りの写真（空間）にし、現場の見取り図という図表（空間）と組み合わせます。そうすることで、「どちらの車が、何秒早く、何キロの速度で交差点に進入したか」という、冷静で客観的な分析の対象へと出来事を変換するのです。

あるいは、大規模な共謀罪の裁判では、検察側が、数ヶ月にわたる被告人たちの膨大な通話記録やメールのやりとりを、一枚の巨大な**相関図として図像化**することがあります。一つ一つを見れば無害に見えるコミュニケーションも、関係性が線で結ば

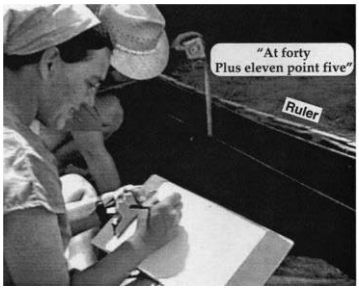
れ、空間的に配置されることで、あたかも一つの巨大な犯罪計画の一部であるかのような、動かしがたい印象を与えます。

グッドウィンが提唱するこれら三つの実践は、単独で機能するわけではありません。実際の専門家の現場では、これらが一体となって、極めて複雑な相互作用を織りなしています。そのダイナミックなプロセスを理解するために、グッドウィンが分析した二つの現場を、実際の会話のやりとりを通して詳しく見ていきましょう。一つは考古学の発掘現場です。そして、もう一つはロドニー・キング事件の法廷です。後者については，次節で本格的に観察していきます。

2.2 考古学の発掘現場 ― 「ただの土」から「意味」を掘り起こす

まず、考古学の発掘現場です。ここでは、考古学者である指導者が、考古学を学んでいる学生に対して、地面のどこを計測すべきかを教えています(図1)。

【図 1：考古学の図表を作成するための測定と書き込み】(Goodwin, 1994:618)



学生は最初、指導者の「だいたい 90 センチのあたり」という指示を文字通りに受け取り、定規の 90 センチの目盛りの場所に測定器を動かしてしまいます。それを見た指導者が、学生の「見方」を修正していく場面です。

【抜粋1】(Goodwin, 1994:619)

1 指導者: ここの地表からの数字を計ってちょうだい、
2 だいたい90センチあたりの
3 (1.7)
4 指導者: いえ、いえ、90センチのところではなくて，
5 貴方の側から大体90までの範囲よ.
6 学生: (1.0) あっ….
7 指導者: → 勾配が変わっているところならどこでもいいわよ。

8　学生:　　(0.6)ああ、はい。

ここで指導者は、単に「90 センチの地点」という**点**ではなく、「勾配が変わっているところ」という**特徴**を見るように、学生の視点を誘導しています。これは、単なる測量技術ではなく、考古学者という専門家としての「ものの見方」そのものを教える実践です。学生は，ただの地面の中から、考古学的に意味のある「境界線」を見つけ出すという「プロフェッショナルな視線」を学んでいるのです。

さらに指導者は、言葉だけでは伝わらないと見るや、学生が見ている地面を指さしながら、指差しのジェスチャーと言葉を相互に精緻化させながら，説明を重ねます。

【抜粋1の続き】

9　　(2.0)
10 指導者: えーと、かなりフラットになっていれば、
11　　一つ必要よ、フラットでなくなっている[所で＝
12 学生:　　[オーケー
13 指導者: = 丁度ここみたいに
14　　そうしたら，そこで一つ必要よ.
15　　そうしたら，そこで一つ必要よ.
16 学生: (0.3)　[°わかりました.
17 指導者:　　[で、次にもう一つそこで.

指導者は、「勾配の変化」という専門的な概念を、「フラットでなくなっている所」という日常的な言葉に**翻訳（コード化）**し、さらに「ここみたいに」と指さし（**際立たせ**）ています。学生は、このジェスチャーと発話が連動した一連の相互行為を通じて、指導者である考古学者の「専門家の視線」を追体験し、自らの身体を通してそれを学んでいくのです(Goodwin 1994)。

3. ロドニー・キング事件における「専門家の視線」

3.1 ロドニー・キング事件の法廷

この考古学の現場で観察された、「専門家の視線」の伝達プロセスは、驚くほど似た形で、ロドニー・キング事件の法廷でも再現されました。ただし、その目的は、学生への教育ではなく、陪審員の認識を操作することでした。

ロドニー・キング事件の第 1 審の法廷で，検察側は、殴打のビデオをそれ自体で犯罪事実を明らかに示す客観的な記録であるとして提出したうえで、陪審に対して次のように述べました。

「これ以上何を証拠として出せというのでしょう？ あなた方には、あの夜何があったかを、客観的に、ありのままに、完璧に物語る、ビデオテープがあるのです。このビデオテープが、あの夜何が起きたのかについて疑問の余地なく示しています。まったく反証の余地はありません。」

これほど誰の目にも明白な，ビデオテープに映った警察官の暴行の証拠に対して，弁護側はどのような反証をすることができたのでしょうか。驚くべきことに，弁護側は，この同じビデオテープを，警察官の無罪を証明する証拠として提出したのでした。

3.2 警察による暴力を「適法な逮捕術の行使」として「コード化」する

被告人である警察官の弁護人は，弁護側の専門家証人としてデューク巡査部長を召喚しました。この人物は，警察学校で逮捕術を教えている教官です。警察官に教授・訓練される逮捕術では，警察官は次のように行動するように訓練されています。つまり，(1)もし被疑者が攻撃的である場合には、被疑者を鎮圧するために有形力行使を段階的に拡大させ、(2)被疑者が協力的な態度をとる場合には、有形力の行使は段階的に減少させる，と。「警察官の適法な逮捕術」というこの枠組みから見ると，ビデオテープに映ったこのすさまじい殴打は、それぞれが三段階のシークエンスを有する十の別個の出来事へと分節化されて，全く異なる意味をもつ行為に変換されることになるのです。

【抜粋 2】(Goodwin 1994:627)

専門家証人：ここに見られるのは，十回の別個の有形力行使です。一つの有形力行使ではありません。これら個々の有形力行使の段階的拡大と段階的緩和があります。そして、その結果を評価する時間があり，そしてまた段階的拡大と段階的緩和があり，そして再度その結果の評価時間があるのです。

専門家証人は、一見，無統制で無差別の暴力であるかのように見える行為を，警察官による専門職上の高度に訓練され統制のとれた系統的で適法な業務執行活動へと変換する「コード化」の枠組みの端緒を法廷に呈示したのです。

3.3 キング氏の微細な身体活動を「図像的表象」により「際立たせ」る

一方で，検察側は，このコード化の枠組みを逆用しようとしました。検察官は，キング氏が、手錠を掛けようとしている警察官の一人に対して適切な場所へ身体と腕を移

動させようとしているように見える場面に注目しました。つまり，キング氏が協力的な態度をとっているとすれば，警察官は有形力の行使を緩和しなければならないからです。検察官は、弁護側が用意して提出していた，キング氏が手錠をかけられやすいように、うつ伏せのまま背中に手を回そうとしているように見える、検察側にとって有利な場面の静止画を反論のために使用しました。下の【抜粋 3】の検察官の冒頭の質問に対して，専門家証人は、弁護側が白く縁どりして提示していた，キング氏の身体の一部を指示棒で示しながら答えます（【図 2】と【抜粋 3】）。

【図 2:キング氏の静止画を分析する専門家証人】（Goodwin 1994:628）



【抜粋 3】(Goodwin 1994:628-629)

1 検察官: あなたは、ここでのキング氏の動きは、
2 非攻撃的だとは思いませんか？
3 専門家証人: いいえ，この時点で、攻撃的だと思います.
4 検察官: これが攻撃的な動きだと言うのですか.
5 専門家証人: はい，攻撃的になり**始めているんです（starting to）**.
6 この足ですが、横に水平になっています。
7 いま、この足を**曲げ始めています（starting to）**,
8 尻の所です。
9 尻の部分を**起こし始めています（starting to）**.
10 このため私たち警察官は、
11 段階的拡大と緩和の手続きを再開させることになるのです.

このやりとりは、まさに圧巻です。まずデューク巡査部長は、検察官が「非攻撃的」と提示した見方を、間髪入れずに「攻撃的」という専門家の**コード**へと変換します（3行目）。

更に、専門家証人は「**～し始めています（starting to）**」という言葉を **3 回も反復**しながら（5，7，9 行目）、キング氏の身体の、ごくわずかな動き――足がほんの少し曲がり、尻が微妙に上がるように見える動き―の一つ一つを執拗なまでに**際立たせ（ハイライティング）**ていきます。まるで、考古学者の指導者が「勾配の変化」を言葉と指で指し示したように、デューク巡査部長は、素人には見えない「攻撃の兆候」を、発言と手に持った指示棒によって，陪審員に「見える」ようにしているのです。

この証言の間、法廷のスクリーンにはビデオの静止画（**図像的表象**）が映し出され、デューク巡査部長の言葉と陪審員の視線は、その一点に固定されます。その結果、その前後にあったはずの、警官たちがキング氏を警棒で何度も殴りつけているという圧倒的な事実は、陪審員の意識から後景へと退いていきます。

ロドニー・キング事件の裁判での，「プロフェッショナルな視線」を生み出すための 3 つの技法を振り返っておきましょう。

(1) **コード化**：弁護側の専門家証人（元警察官）は、市民の目には単なる「殴打」にしか見えない行為を、警察の専門的なコードである「武力行使の段階的拡大と縮小」という言葉で説明しました。警官の一撃一撃は、キング氏の抵抗の度合いに応じてコントロールされた「適正な公務執行」である、と再定義されたのです。これにより、無秩序な暴力は、訓練された専門家による秩序だった行為へと、その意味を「翻訳」されていきました。

(2) **際立たせ**：弁護側の弁護士は、不鮮明なビデオ映像の中から、殴られているキング氏の身体の一部に焦点を合わせ、陪審員にこう語りかけます。「ご覧ください。キング氏の臀部がわずかに持ち上がっています。これは、地面から起き上がり、警官に反撃しようとする攻撃の兆候なのです」と。この際立たせによって、おびただしい数の警棒の打撃は背景に退き、被害者のほんのわずかな身体の動きが、これから起きるかもしれない「脅威」の予兆として、前景に浮かび上がってきたのです。

(3) **図像的表象**：弁護側は、流れるビデオ映像をコマ送りの静止画にしたのには理由がありました。これにより、見る者に強い感情的衝撃を与える「動画」は、冷静に分析・検討できる「静止画」の連なりへと姿を変えました。そして，弁護士と専門家証人は、この図像的表象の前で、一つ一つのコマを指し示しながら、先ほどの「コード化」と「際立たせ」の技術を駆使し、陪審員に対して殴打映像の「正しい見方」を時間をかけて丁寧に「教育」していったのです。

これら三つの実践は、相互に連動し、強化し合うことで、法廷という場で特定の「真実」を構築するための強力な装置として働きます。

このように、考古学の指導者と警察の専門家証人は、全く異なる目的を持ちながらも、**「コード化」「際立たせ」「図像的表象」という共通の実践**を用いて、それぞれの「専

門家の視線」を構築し、伝達していたのです。グッドウィンは、この二つの実践を並列して提示することで、法廷で行われた証言が、いかに客観的な事実の報告ではなく、**特定の「ものの見方」を教え込むための、高度に構成された教示的実践であったか**を鮮やかに暴き出しました。

4 相互行為の戦場：尋問における言葉の攻防

これまでは、ロドニー・キング事件の裁判を主な題材に、チャールズ・グッドウィンが提唱した「専門家の視線」という概念を見てきました。彼の分析は、専門家証人の発言（「～し始めています(starting to)」）や指示棒による指さしといった、極めてミクロな行為がいかにして陪審員に特定の「ものの見方」を「教示」し、一つの解釈枠組みを植え付けるかを見事に描き出しています。ここでの相互行為は、専門家がその権威を背景に、素人である陪審員に対して一方方向に解釈を伝達するという、非対称的な性質を持っています。

しかし、法廷における「現実」の構築は、常にこのような一方的な「教示」だけで完結するわけではありません。多くの場合、「現実」は尋問者と被尋問者との間の、言葉と言葉がぶつかり合う「交渉」のプロセスを通じて、刻一刻と構築され、また解体されていきます。ここでの相互行為は、両者がそれぞれの立場から自らの「現実」を主張し合う、**双方向**の闘争となります。

ここからは、社会学者ポール・ドリューの詳細な分析を通じて、この「交渉」の現場、すなわち尋問という名の戦場で繰り広げられる巧妙な言葉の戦術を解き明かしていきます。

4.1 「現実」の描写をめぐる攻防：「代替的記述」（言い換え）という名の抵抗

尋問は、単なる事実確認の場ではありません。それは、どちらが自らのバージョンの「現実」を陪審員に受け入れさせることができるかを競う、記述の闘争です。レイプの被告人を弁護する弁護士は、特定の含意を持つ出来事の記述の仕方を選ぶことで自らの物語を構築しようとし、被害者女性の証人はそれを巧妙な「代替的記述（言い換え）」によって無力化し、自らの現実を守ろうとしています 。

場面 1: 場所の描写 － 「バー」か「クラブ」か

まず弁護人は、二人が事件以前に会った場所について、自らの物語に沿った描写から尋問を始めます。

【会話例 1】(Drew 1992: 474)

1 弁護人: それで、あなたは、えー(0.9)えー、**バー**に行ったのですね？

2　　(1.0)
3　証人: それは**クラブ**です。

弁護士は、場所を「バー (bar)」と表現します。この言葉は、男女が親密に語り合い、ロマンチックな関係が始まりうる場所、という文化的イメージを伴いがちです。弁護人は、この言葉を選ぶことで、これから語られる出来事全体のトーンを「親密な男女の物語」として設定しようとしています。

しかし、証人は 1 秒の間を置いた後、これを「クラブ (club)」だと明確に訂正します。「クラブ」は、より規模が大きく、音楽が鳴り響き、大勢の人が集う場所というイメージが強く、「二人きりの親密さ」からは距離があります。これは、弁護士が提示した物語の導入部に対する、証人による最初の、そして重要な対抗的なコード化（意味の再定義）です。証人の被害者女性は、「これはロマンスの始まりの物語ではない」と、静かに宣言しているのです。

場面 2: 被告の行動 – 「あなたと一緒に」か「私たちのテーブルに」か

場所の描写で主導権を握れなかった弁護人は、次に被告の行動を描写することで、二人の物理的・心理的な距離を縮めようと試みます。

【会話例 2】(Drew 1992: 478)
1 **弁護人:** そしてその夜、(0.6)えー、〇〇さん(被告人)がやってきて、**あなたと一緒**
2　　**に座った**のではありませんか？
　　(0.8)
3 証人(W): 私たちのテーブルに座りました。

「あなたと一緒に座った (sit with you)」という表現は、被告の行動が証人個人に向けられたものであり、二人がペアとしてその場にいたかのような印象を与えます。これに対し、証人の「私たちのテーブルに座った (Sat at our table)」という応答は、この「二人きりの構図」を巧みに破壊します。「あなたと」という個人的な関係性を、「私たちのテーブル」という、複数の人間（おそらく友人たち）が存在する共有空間へと焦点を移すことで、被告の行動を「グループに加わった一人の人物」として描き直しているのです。

4.2 さらなる抵抗の技法:「最大特性」と「明示的な否定」

証人の被害者女性の抵抗は、さらに多様な形をとります。証人は、被告人の弁護人が作り出す物語の射程を限定する「最大特性」を持つ応答や、より強力な「明示的な否定」を巧みに使い分けます。

4.2.1 会話内容の再定義 －「最大特性」の力

弁護士が二人の会話の内容から親密さを演出しようとする場面で、証人の見事な応答が見られます。

【会話例 3】（Drew 1992: 475）
1 **弁護人:** あなた方は二人は、**かなり長い会話**をしましたね？
2 **証人:** ええ、私たちは**みんなでおしゃべりしていました**。

ここでも証人は、「ええ」と答えて弁護士の言う「二人きりの長い会話」という物語に乗ることを避け、「みんなでのおしゃべり」という、より社交的で非個人的な状況へと出来事を再定義しています。

この応答は、ドリューが「最大特性（maximal property）」と呼ぶ性質を持っています。具体例で説明しましょう。友人が「家に**お茶でも**飲みに来ない？」と言う言い方（記述の方法）で誘ってくれた時に，普通は，コーヒーや紅茶，あるいはクッキーぐらいは出るかもしれないけど，ステーキやてんぷらといった「食事」が出ることは期待しないでしょう。つまり，誘いの内容の「最大」が「お茶」であることを示すことで、それ以上の（食事のような）もてなしへの期待を制限する働きをしているわけです。

ここでの証人の応答は、「あの場で起きた最も親密な出来事は、せいぜい「みんなでのおしゃべり」程度のものでした」と暗に主張することで、弁護士がほのめかす「二人きりのロマンチックな会話」という可能性の上限を画定し、それを否定する力を持っています。

4.2.2 「明示的な否定」と「対抗事実」の提示

時には、こうした巧妙な代替的記述である言い換えだけでなく、より直接的に相手の物語を破壊するために、「いいえ（No）」という明示的な否定と、それに続く「対抗事実」の提示という、より強力な戦術が用いられます。

【会話例 4】（Atkinson & Drew 1979:138）
1 **弁護人:** 彼はあなたの**隣に座った**のではありませんか？
2 (0.6)
3 **証人:** **いいえ**、彼は私の**向かいに座りました**。

弁護士の「隣に座る（sit next to you）」という表現は、身体的な近さ、つまり親密さを示唆するための決定的な一言です。これに対し、証人はまず「いいえ（No）」と明確に否定します。そして、単に否定するだけでなく、「彼は私の向かいに座りました（he sat

across from me)」という、全く異なる空間配置を示す対抗事実を提示します。「隣」ではなく「向かい」という位置関係は、テーブルという物理的な障害物によって隔てられており、親密さとは程遠い、よりフォーマルな距離感を示唆します。

このように、明確な否定と対抗事実の提示によって、弁護士が構築しようとした親密さの物語は、その根底から覆されるのです。

4.3 「対比構造」が生み出す致命的な「謎」

尋問における最も高度な言説戦術は、証言の信頼性そのものを破壊する「対比構造（Contrast Structure)」です。これは、証人自身が認めた、一見矛盾しない二つの「事実」を並べて突きつけることで、陪審員の心の中に解決不能な「謎」を生み出し、その謎の唯一の「ありそうな答え」へと彼らを誘導する技法です 。

この裁判で、弁護人は尋問を通じて、証人から以下の二つの事実を認めさせていました。

- **事実 A:** 事件の前に被告と会った時、交わした会話は儀礼的な挨拶（「元気だった？」）程度で、親密なものではなかった 。
- **事実 B:** その日の夜、別れ際に被告からキスをされた 。

弁護士は、尋問の最終段階で、この二つの事実を並べて、決定的な質問を投げかけます。

【会話例 5】(Drew 1992:475)

1 **弁護人: 彼があなたに言ったのは「元気だった？」という言葉だけだったと、**
2 **しかし、彼はあなたにキスをしておやすみと言った**。そうですね？

この質問は、もはや「はい」か「いいえ」かを求めるものではありません。それは、陪審員の思考を刺激するための、計算され尽くした問いかけです。陪審員の頭の中には、次のような強烈な疑問、すなわち「謎」が生まれます。「**「元気だった？」というような**儀礼的な挨拶しか交わさない程度の関係だったのに、なぜ最後には親密なキスで終わるのか？この二つの出来事の間に、この証人が語っていない「何か」があったに違いない, と。

この「謎」は、陪審員に一つの暗黙の結論を強います。「**このキスは不可解である。この証人が認める以上に、二人の間でもっと親密な何か（例えば、合意の上での誘いなど）があったのでない限りは**」。弁護人は「合意があった」とは決して口にしません。被害者証人から「ありませんでした」という反論がすぐ返ってくるからです。しかし、弁護人が作り出した「対比構造」という強力な仕掛けが、この発言を聴いている陪審員をその結論へと静かに、しかし抗いがたく導いていくのです。

5. 非難の構築と回避: 北アイルランド紛争法廷の分析

5.1 背景: 北アイルランド紛争とスカーマン法廷

次に分析する事例の舞台は、1969 年の北アイルランドです。この地域では、長年にわたり複雑な対立が続いていました。「北アイルランド紛争（The Troubles）」と呼ばれるこの対立の根源は、単なる宗教の違いに留まりません。

- **プロテスタント系住民**: 多くはイギリスからの移住者の子孫であり、イギリスとの連合維持を望む「ユニオニスト（連合派）」です。
- **カトリック系住民**: 多くはアイルランド先住民の系譜を汲み、アイルランド共和国との統一を望む「ナショナリスト（民族派）」です。

このように、宗教、民族、政治的アイデンティティが複雑に絡み合い、居住地域も明確に分かれているのが、この紛争の特徴です。

1960 年代後半、カトリック系住民による公民権運動が活発化すると、双方の緊張が高まり、1969 年には大規模な市民騒乱と暴力事件が発生しました。分析対象となっている**スカーマン法廷**は、この騒乱の原因と経緯を調査するために設置された、独立調査委員会でした。ここでの尋問は、検察官役の弁護士（正式には「法廷顧問 Counsel to the Tribunal)」と言われる）が、証人である警察幹部の行動に対する責任を追及する、厳しい非難の場となりました（以下では，尋問者を「検察官」，尋問されている証人を「警察幹部」と呼ぶ）。

5.2 場所の記述によるカテゴリー化: 「シャンキル・ロードから来た群衆」の意味

検察官役の法廷顧問は、証人である警察官幹部が、プロテスタント系群衆に融和的な対応をしたのではないかと追及します。しかし、彼は直接的に非難するのではなく、警察の活動記録（ログ）に記載された、一見客観的な「事実」の確認から始めます。

【会話例 6】（Atkinson and Drew 1979:107）

1 検察官: では、午前 1 時 34 分、「シャンキル・ロードからコンウェイ
2 ストリートを群衆が進行中」とありますね。
3 **警察幹部:** はい。
4 検察官: 次に、午前 1 時 36 分、「サンディ・ロウからドネゴール・ロードに群衆」と。
5 警察幹部: はい。

ここで検察官が用いているのは、**地名を通じた巧妙なカテゴリー化**の戦術です。「シャンキル・ロード」や「サンディ・ロウ」は、プロテスタント系住民の居住区として誰もが知る地名です。これを読み上げることで、検察官は「群衆」を「プロテスタントの群衆」とし

て暗黙のうちに定義します。さらに、この群衆がカトリック地区へ向かっているという文脈を与えることで、その行動を「侵略（invasion）」として解釈するよう、法廷の認識を誘導しているのです。

このように、一見すると中立的な事実確認に見えるこのやり取りは、実際には、これから行われる非難の**前提となる「現実」を構築するための、戦略的な土台作り**なのです。

5.3 非難の予期と防衛: 証人による「限定応答」

尋問されている警察幹部は、5.2 節で見た一連の質問が、単なる事実確認ではなく、自らの行動を問うための「非難の土台作り」であることを鋭敏に察知しています。検察官が構築した「侵略」という物語を単純に「はい」と認めてしまえば、次の「なぜ侵略者たちを止めなかったのか」という非難を免れません。

そこで彼は、来るべき非難を予期し、その前提を崩すための防衛戦略をとります。検察官が「侵略」という言葉を使い、解釈を確定させようとした決定的な場面を見てみましょう。

【会話例 7】（Atkinson and Drew 1979:108）

13 検察官: （これらは）すべて、プロテスタントによる
　　カトリック地区への侵攻を示すもの、ということですか？
14 警察幹部: 私が思うに、起きていた銃撃に憤慨し、おびえていたのでしょう。

ここで警察幹部は、検察官の「侵攻」という言葉を直接肯定することを避け、「銃撃に憤慨し、おびえていた」という別の動機を提示する「限定的な応答（qualified answers）」を返します。

この応答は、二つの重要な防衛機能を果たしています。第一に、群衆の行為の悪質性を「侵略」から「（義憤にかられた）反応」へと「最小化」します。第二に、そうすることで、「なぜ断固たる措置を取らなかったのか？」という来るべき非難に対し、「相手は侵略者ではなく、恐怖におびえた市民だったからだ」という反論の余地をあらかじめ確保しているのです。これは、尋問の中で巧みに非難を予期し、抵抗する高度な防衛戦略と言えます。

5.4 頂点としての非難: 「丁寧すぎる」という刃

検察官役の法廷顧問は、一連の質問を通じて「プロテスタントの群衆が」「カトリック地区を焼き討ちし、略奪した」という「事実」を証人に認めさせ、積み上げてきました。そして最後に、その事実を背景として、証人が発したメッセージを引用し、決定的な非難を浴びせます。

【会話例 8】（Atkinson and Drew 1979:109）
67 検察官：カトリック地区を焼き討ちし略奪した暴徒に対処する方法としては、
68　　それは**少々丁寧すぎた**のではありませんか？
69 警察幹部：私はそのことを知りませんでした。

この質問の破壊力は、それ自体にあるのではありません。それまでの長い時間をかけて構築された「事実」の連鎖によって、証人の行動（「帰宅するよう頼む」）と状況（「焼き討ちと略奪を行う暴徒」）との間に、埋めがたい断絶と不適切さが浮かび上がるのです。検察官役の法廷顧問は、証人が自らの言葉で認めた事実だけを使い、証人の行動がいかに不適切であったかを陪審員に「発見」させることに成功したのです。

これに対し、証人は即座に「私はそのことを知らなかった(I did not know that)」と反論し、非難の核心が「知っていたにもかかわらず行動しなかった」ことにあると理解していることを示します。尋問とは、このように、一つ一つの発話が未来の非難を予期し、あるいは過去の事実を再定義しながら展開していく、極めて戦略的な相互行為の連鎖なのです。

6　結論：「生ける秩序」としての法廷

この章で私たちは、まずロドニー・キング事件から出発し、法廷という場でいかに多様な「現実」が構築され、争われるのかを、EMCA の視点から詳細に見てきました。前半では、グッドウィンの「プロフェッショナルな視線」を通じて、専門家が証拠の「見方」そのものを再構築する、強力な相互行為的なテクノロジーを明らかにしました。

そして後半では、ポール・ドリューの二つの裁判分析を通じて、尋問というミクロな言葉の応酬の中で、いかにして特定の「現実」が構築され、またそれに対する抵抗が試みられるのかを観察しました。

これらの分析が明らかにしたのは、法とは、法典の中に静的に存在する客観的なルールの体系としてだけ捉えられるべきではない、ということです。むしろ法とは、弁護人や検察官の一つの質問、証人のためらいがちな応答、専門家の一つの指さし、そして陪審員が息をのむ一瞬の沈黙といった、**具体的な相互行為の連鎖の中で、刻一刻と立ち上がっては消えていく、動的なプロセスそのもの**なのです。法的な現実は、まさにその場のやりとりの中で、参加者たちによって絶えず「達成」され続けています。これこそが、本稿が探求する「生ける秩序」としての法の核心なのです。

[参照文献]

Atkinson, J. M., & Drew, P. (1979). *Order in Court: The Organisation of Verbal Interaction in Judicial Settings*. New Jersey: Humanities Press.

Drew, P. (1979). ″A Comparison of the Turn-taking Organization for Conversation and Examination.″ In J. M. Atkinson & P. Drew, *Order in Court* (pp. 34-81). New Jersey: Humanities Press. (P. ドリュー（北村隆憲・当山紀博 訳）.「日常会話と法廷尋問の順番交代組織」.東海法学, 49, 2014 年.)

Drew, P. (1979). ″The Management of an Accusation.″ In J. M. Atkinson & P. Drew, *Order in Court* (pp. 105-135). New Jersey: Humanities Press. (P. ドリュー（北村隆憲・当山紀博 訳）.「非難の管理（上）」. 東海法学, 50, 2015 年.)

Drew, P. (1979). ″The Management of an Accusation.″ In J. M. Atkinson & P. Drew, *Order in Court* (pp. 105-135). New Jersey: Humanities Press. (P. ドリュー（北村隆憲・当山紀博 訳）.「非難の管理（下）」. 東海法学, 51, 2016 年.)

Drew, P. (1992). ″Contested evidence in courtroom cross-examination: The case of a trial for rape.″ In P. Drew & J. Heritage (Eds.), *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings* (pp. 470-520). Cambridge: Cambridge University Press. (北村隆憲訳「反対尋問における証言をめぐる闘い：レイプ裁判の事案」, 北村隆憲監訳, 岡田光弘・小宮友根・池谷のぞみ訳『法のエスノメソドロジー：「生ける秩序」の法社会学』新曜社, 2025 年)

Goodwin, C. (1994). ″Professional Vision.″ *American Anthropologist*, 96(3), 606-633. (C. グッドウィン（北村弥生・北村隆憲 共訳）.「プロフェッショナル・ヴィジョン―専門職に宿るものの見方」共立女子大学文芸学部紀要』, 56, pp. 35-80, 2010 年.)

きたむら たかのり（本学法学部客員教授）